

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	29 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	17 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月から46年3月まで
② 昭和47年4月から48年3月まで

申立期間は、凶案家に弟子入りしていた時期であり、先生の弟から国民年金加入を勧められたので、昭和44年7月ごろ国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、集金人に先生宅で、他の弟子と一緒に納付していた。申立期間が未納であることに納得いかないので記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人が名前を挙げている元弟子3人も、申立期間の国民年金保険料を納付していることが確認できることから、申立期間について他の弟子と一緒に集金人に保険料を納付していたとする申立内容は基本的に信用できる。

一方、申立期間①については、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年9月に払い出されていることが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、申立人は、このころに国民年金に加入したものと推認できることから、この時点において、申立期間の保険料を納付するには過年度納付により納付することとなるが、申立人からは、さかのぼって保険料を納付したとの主張は無い上、前述の元弟子は、いずれも申立期間の保険料を納付していることが確認できない。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 9 月
② 昭和 54 年 6 月から同年 10 月まで

申立期間①の国民年金保険料については、誤って還付されたため、未加入とされている。また、申立期間②については、44 年 12 月から 47 年 9 月までの過誤納還付金を充当する旨の通知が当時、有ったと記憶している。これらの期間について未加入と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が国民年金保険料を前納していたところ、厚生年金保険に加入したことに伴い、国民年金被保険者資格が昭和 53 年 9 月 11 日に喪失したとして還付が行われている。しかし、申立人の厚生年金保険加入日は、同年 10 月 11 日であることから、社会保険事務所では、国民年金の資格喪失日を同年 9 月 11 日と誤って認定し、還付手続が行われたものと考えられる。

一方、申立期間②について、申立人は、昭和 44 年 12 年から 47 年 9 月までの国民年金保険料還付金を充当する旨の通知が当時、有ったと主張しているが、当該還付金は、平成 19 年 6 月に申立人の年金記録を統合処理した際に発生したものであり、その時点では、既に時効により申立期間の保険料には充当できないものであることから、申立内容は不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 9 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から54年12月まで

私が、昭和41年1月に結婚した当時、婚家が経営する商店の事務員から、私の国民年金について、加入手続を行ったと聞いており、国民年金保険料は、前夫と一緒に事務員が納付してくれていたと思う。申立期間が未納とされているのが納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和54年4月から同年12月までについて、申立人の国民年金手帳記号番号は、55年3月に払い出されていることが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、このころに国民年金の加入手続が行われたものと推認され、申立人は、同年1月から国民年金保険料納付の免除が承認されていることから、申立人は、加入手続後すぐに、免除申請手続を行ったものと考えられ、申立人は、この時点から60歳になるまで保険料を納付したとしても、老齢年金の受給資格が得られないため、国民年金の受給権を確保することが可能となるよう当該期間の保険料を納付するよう納付指導されたものと考えられる。

また、社会保険事務所が保管している申立人の特殊台帳の昭和54年度の摘要欄に、申立人からの申出により納付書が発行されたものと考えられる「納付書」の押印が有ることから、申立人は、納付書の交付を受け、申立期間のうち、昭和54年4月から同年12月までの保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和 41 年 1 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料について、申立人は、婚家が経営する商店の事務員が申立人の前夫と一緒に納付してくれていたと主張している。しかしながら、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、55 年 3 月に払い出されているのに対し、申立人の前夫の同手帳記号番号は 36 年 9 月に払い出されており、当該期間は申立人の前夫と一緒に保険料を納付することはできない上、申立人の国民年金の加入手続が行われた 55 年 3 月時点では、当該期間は既に時効により保険料を納付できない期間であり、当該期間の保険料を納付するには、特例納付によることとなるが、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張は無い。

また、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から45年3月まで

私の母は、私が20歳になったので国民年金保険料を納付してあげると言っており、私が結婚するに当たり、これからは、自分で保険料を納付するようということであった。母は高齢で、当時のことは分からなくなっているが、未納期間が有るのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたとしている。申立人の母親は、昭和42年6月13日に国民年金に任意加入して以降、60歳になるまで保険料をすべて納付しており、申立人も、申立期間を除き60歳になるまで保険料をすべて納付していることから、申立人とその母親の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年1月に払い出されていることが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人は、このころに国民年金に加入したものと推認され、この時点では、申立期間の保険料は過年度保険料として納付が可能であり、当時、A市では、国民年金の加入を受け付けた際、現年度保険料を収納の上、納付可能な過年度保険料について最長2年度分を納付するよう勧奨していたことが確認できることから、勧奨を受けた申立人の母親が申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和30年12月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年12月27日から31年7月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間の7か月間について未加入となっていることが分かった。この間はグループ会社であるB市のC株式会社より、D市のA株式会社のE営業所に異動して勤務していた期間であり、正社員として勤務していたことは間違いない。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の人事担当者及び申立期間当時、C株式会社又はA株式会社に勤務していた複数の同僚の供述により、C株式会社、事業所所在地がB市のA株式会社及び事業所所在地がD市のA株式会社の3社は、代表取締役が同一人物であり、関連会社であったことがうかがえる。

また、申立人は、社会保険事務所の記録では、C株式会社において昭和30年12月27日に厚生年金保険の資格を喪失し、31年7月1日にA株式会社において資格を取得していることが確認できる。

しかし、申立期間当時、C株式会社又はA株式会社に勤務していた複数の同僚の供述により、申立人がA株式会社に継続して勤務（昭和30年12

月 27 日に関連会社の C 株式会社から A 株式会社に異動) していたことが推認できる。

さらに、A 株式会社において社会保険事務を担当していた事務員は「申立期間当時、社会保険料は社員であれば皆控除していたので、申立人の保険料も控除していたはずである。例外はなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所所在地が B 市の A 株式会社が保管している C 株式会社に係る健康保険番号順の被保険者台帳では、申立人の資格喪失年月日が昭和 30 年 12 月 27 日となっており、また、事業所所在地が D 市の A 株式会社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（確認並決定通知書）では、資格取得年月日が 31 年 7 月 1 日となっており社会保険庁の記録と一致していることから、事業主が社会保険庁の記録どおりに届出していたことがうかがえ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 30 年 12 月から 31 年 6 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、株式会社Aにおける申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和33年6月21日）及び資格取得日（昭和36年8月3日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和33年6月から34年9月までは4,000円、同年10月から35年9月までは5,000円、同年10月から36年3月までは7,000円、同年4月から同年7月までは9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年6月21日から36年8月3日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間の38か月間について未加入となっていることが分かった。この間は、株式会社Aに住み込みの整備工として勤務していた期間であり、正社員として勤務していたことは間違いない。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、株式会社Aにおいて昭和33年6月1日に厚生年金保険の資格を取得し、同年6月21日に資格を喪失後、36年8月3日に同社において再度資格を取得しており、33年7月から36年7月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、当該事業所の当時の上司及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において株式会社Aに継続して勤務していたことが認められる。

また、株式会社Aに照会したところ、同社からの回答書には、申立人は

申立期間当時、B営業所に整備工として勤務していた旨記載されており、申立人と同じく住み込みの整備工であった先輩である同僚の一人及び申立人とほぼ同時期に勤務していた同僚は、申立人はC本社において正社員の整備工であったが、B営業所に異動後も、勤務形態、職種に変更は無く、正社員として整備工をしていた旨の供述をしている。

さらに、当時の上司及び申立人以外の複数の同僚は、いずれも申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

加えて、当該同僚の複数の者から、同社においては、入社時から厚生年金保険料は自動的に給与から控除されていた旨の供述がある。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同時期に入社した同僚の記録から、昭和33年6月から34年9月までは4,000円、同年10月から35年9月までは5,000円、同年10月から36年3月までは7,000円、同年4月から同年7月までは9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年7月から36年7月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（53万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から12年12月20日まで
平成9年11月に社会保険事務所で年金記録を確認したところ、5年10月から退職までの標準報酬月額が実際の給料額の半分になっていた。私の記憶では平成5年10月以降も給料は下がることなく、退職するまで五十数万円の給料を受け取っていた。当時の経理担当者に照会したところ「誠に申し訳ない。会社が苦しいため、このような措置を講じた。」との回答を得た。申立期間に係る標準報酬月額の記録を調査し、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額は、社会保険庁の記録によると、平成元年12月から申立期間直前の5年9月までについては53万円とされており、同年10月から12年12月までは26万円に減額されていることが確認できるほか、申立人以外にも、5年10月から標準報酬月額を26万円に減額されている同僚が8人確認できる。このことに関し、当該事業所の当時の業務担当取締役及び経理担当者は、「当時社会保険料の滞納が続いたため、実際の給料より低い標準報酬月額を届け出た。」と供述しているほか、「当該事実を従業員に知られることを恐れて、社会保険料は従前どおりの金額を控除して

いた。」と供述している。

また、申立人の報酬月額について、申立人の申立期間直前である平成5年9月の標準報酬月額が53万円と記録されており、申立人は「平成5年10月以降も給料額は変わらず、退職まで五十数万円をもらっていた。」と供述している上、当時の業務担当取締役等は「平成5年10月以降も申立人の職務は店長のまま変わらず、給料も下げることなく退職するまで支払っていた。」と供述しており、給料額は申立人の主張どおりであると認めていることなどから、申立期間において、標準報酬月額で53万円以上に相当する額が支給されていたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額については、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の取締役等が、実際の給料より低い標準報酬月額(26万円)を届け出たとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都国民年金 事案 1319

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年8月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和59年8月から61年3月まで

昭和51年2月21日に勤務先を退職後、同年3月から国民年金に任意加入した。59年8月7日に資格喪失となっており驚いている。資格喪失とされている時期は、夫の仕事も安定しており、喪失届をした記憶もなく、国民年金保険料を毎月納付していたので、未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、任意加入被保険者の資格喪失手続を行った記憶はなく、申立期間の国民年金保険料を毎月納付していたと主張している。しかしながら、A市が国民年金の加入状況、保険料納付状況等を記録している国民年金収滞納リストでは、申立人は、昭和59年8月7日に資格喪失していることが確認できるとともに、社会保険庁のオンライン記録においても、同日に資格喪失とされていることが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から平成4年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年7月から平成4年12月まで
私の国民年金は、会社を退職後、元妻が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は元妻や娘が納付してくれていたもので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の元妻が申立人の国民年金再加入手続を行い、申立人の元妻若しくは申立人の長女が国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。しかしながら、A市が国民年金の加入状況、保険料納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立期間は「登載なし」とされていることから、同市では申立人を被保険者として管理していなかったものと推認され、これは社会保険庁のオンライン記録とも一致しており、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料の納付はできなかったものと考えられる。

また、申立人の元妻若しくは申立人の長女が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は国民年金への再加入手続や保険料の納付に関与していない上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年8月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月から61年3月まで

申立期間については、昭和57年9月ごろ、A区役所に行き国民年金保険料を納付し、その後は、保険料を同区の窓口で3か月ごとに1万3,500円ずつ納付してきた。申立期間を未納とされるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳には昭和57年8月31日に国民年金の被保険者資格を喪失している旨の記載が有り、これは、社会保険事務所が保管している特殊台帳の記録とも一致し、申立期間は国民年金に未加入であり、申立人は申立期間の保険料を納付できなかったものとみるのが相当である。

また、申立人は、B市A区役所において国民年金保険料を納付したと主張しているが、B市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立人は、申立期間において国民年金被保険者として管理されていないことを示す「登載なし」とされており、申立内容とは符合しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人について、婚姻前の氏名を含む複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年5月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月から61年3月まで
昭和58年5月31日付けで国民年金の資格が喪失となっているが、生活ぶりに変化は無く、手続をした記憶もないので、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、任意加入していた国民年金の資格喪失手続を行った記憶はないとしているが、社会保険事務所が保管している特殊台帳（申立期間当時作成された申立人の年金記録をマイクロフィルム化し保存したもの）の昭和58年5月の欄に「喪失」の押印と共に、その資格喪失年月日欄に「58.5.31」の記載が有り、これは社会保険庁のオンライン記録とも一致することから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものとみるのが相当である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、婚姻前の氏名を含む複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から50年3月まで

集金人から勧められて、昭和51年1月に国民年金に加入した。国民年金保険料は、集金人から追納ができることを聞いて、手元に有ったお金で、A区役所B支所で申立期間分をまとめて支払った。この期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年1月に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は、手元に有ったお金で、A区役所B支所でまとめて納付したと主張しているが、国民年金の加入時点で申立期間の保険料を納付するには、特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が行われていた時期ではない上、国庫金である特例納付及び過年度納付の保険料は市区町村では納付することはできず、申立内容とは符合しない。

なお、申立人が昭和50年度分の国民年金保険料を昭和51年3月5日に一括で納付していることが、申立人が所持する国民年金手帳においても確認できることから、申立人は、このことを誤認している可能性がうかがわれる。

また、社会保険事務所では、特例納付した記録が有る場合には、「特殊台帳」を作成することとされているが、同台帳が作成された形跡は認められないことから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付しなかったものとみるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年10月から11年3月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月から11年3月まで

私は、会社退職後、国民年金に加入し、申立期間は国民年金保険料の免除を申請したが、後日、一括して納付したので免除記録のままであることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間については国民年金保険料の免除申請を行ったが、一括して納付したと主張している。しかしながら、申立人は、社会保険庁のオンライン記録において、申立期間の保険料が免除されたことは確認できるものの、追納した記録は見当たらない。

また、申立人は、平成11年4月27日にいったん免除申請を行ったが、同年4月分から7月分について国民年金保険料を納付していること及び、高齢任意加入した同年10月から12年3月までの保険料を11年10月22日に一括納付していることが同オンライン記録から確認できることから、申立人は、これらのことと誤認している可能性もうかがわれる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年2月まで

私の国民年金については、父親が昭和36年4月ごろにA区役所B出張所で任意の資格で国民年金の加入手続を行ってくれた。薄茶色の手帳を見たような記憶がある。申立期間の国民年金保険料については、女性の集金人に父母が納付してくれていたと思うので、改めて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が昭和36年4月ごろ、申立人の国民年金加入手続を行い、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を集金人に納付したと主張している。しかしながら、社会保険庁の基礎年金番号情報記録では、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険の記号番号であり、申立期間の保険料を納付するには、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立期間当時、申立人が居住していたC市A区の国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、申立人に同手帳記号番号が払い出された形跡は無い上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが該当者はおらず、同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の両親が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年8月まで

私は、昭和36年4月ごろ、区役所の人が自宅に国民年金の勧奨に来たので、任意で加入した。国民年金保険料については、集金人に同年同月から39年3月までの3,600円をさかのぼって一括納付し、その後は月額100円の保険料を納付したと記憶している。私が家を留守にした際は、区役所窓口で納付したこともある。申立期間当時、国民年金手帳ももらっておらず、領収書ももらっていたが処分して残っていない。申立期間が未納となっていることに納得できないので、改めて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月ごろ、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。しかしながら、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、43年11月に夫婦連番で払い出されていることが社会保険事務所が保管している同手帳記号番号払出簿により確認でき、このころに申立人は国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が所持している国民年金手帳により、申立人は昭和43年9月1日に国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、これは社会保険庁のオンライン記録とも一致することから、申立期間は未加入期間であり、申立人は申立期間の保険料を納付することはできなかったものとみるのが相当である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から47年3月まで

私は、昭和43年7月に会社を退職し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失したため、同年9月ごろ妻がA区役所で私の国民年金の加入手続を行い、2か月ごとに夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していたにもかかわらず、未納とされていることに納得できないため、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年7月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年9月ごろ申立人の妻が、国民年金の加入手続を行い、申立人の妻自身の国民年金保険料と一緒に、集金人に申立期間の保険料を納付したと主張している。しかしながら、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、55年8月に払い出されていることが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、申立人の妻は、このころに申立人の国民年金の加入手続を行ったものと考えられる上、申立人が所持している国民年金手帳でも「初めて被保険者となった日」は、51年8月1日とされていることから、申立期間は、国民年金に未加入の期間であり、申立人の妻は、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人若しくはその妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、一緒に納付したとする申立人の妻も申立期間は未納であり、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名について、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から45年3月まで

私は、家業を手伝うため勤めていた会社を退職した後、すぐに父親が私の国民年金について、加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。しかしながら、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年9月ごろに払い出されていることが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿で確認できることから、申立人の父親は、このころに申立人の国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、この時点で納付可能な昭和45年度及び46年度の保険料を昭和48年2月14日に過年度納付していることがA市が保管している被保険者名簿で確認できるものの、申立期間は、時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が行われていた時期ではない。

また、申立人若しくは申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわ

せる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から48年3月まで
亡くなった私の母親か父親が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間が未納となっていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親か父親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずであると主張しているが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿には、申立期間当時に申立人が居住していたA市B区において、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年8月ごろに払い出されていることが、前後の国民年金手帳記号番号の被保険者記録から確認できることから、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、この時点では、申立期間は既に時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付により納付することとなるが、特例納付が実施されていた時期でもない。

さらに、申立人の母親若しくは父親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者

はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から40年12月まで
昭和36年3月ごろ、A市B区役所の職員に国民年金への加入を勧められ、国民年金保険料は月額100円とのことであったので加入した。申立期間の保険料は、毎月集金人に納付し、国民年金手帳に印紙を貼付し、日付印を押していたことを覚えており、その手帳は、46年に2冊目の手帳になった際に紛失してしまった。申立期間が未納となっているのは納得がいかないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年3月ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により、41年2月に払い出されていることが確認でき、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点で、申立期間の保険料を納付するには、特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張も無い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたこ

とをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 2 月 1 日から 12 年 1 月 13 日まで

社会保険庁からの被保険者記録照会回答票によると、A株式会社の勤務期間における標準報酬月額が実際の給与額より低く届出られていることが分かった。当該期間の標準報酬月額は 17 万円から 19 万円となっているが、少なくとも毎月 40 万円以上の給与を受け取っていた。申立期間について標準報酬月額の訂正を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社（現在は株式会社B）にタクシードライバーとして勤務し、申立期間における月々の報酬額が少なくとも 40 万円以上であった旨を主張している一方、同社から社会保険庁に届け出られている標準報酬月額は 16 万円から 19 万円となっている。

しかし、これについて株式会社Bに照会したところ、申立期間当時の賃金台帳等、保険料控除額が確認できる資料は保管していないが、当該差額は月々の給与に賞与の前払い分を上乗せして支給していたものであり、当該賞与分について厚生年金保険料を控除していた事実は無い旨の回答があった。

また、株式会社Bの担当者は、分割による賞与の前払いは同社の賃金制度に基づく支給方法であり、他のタクシードライバーについても同様の取扱いを行っている旨を供述しており、同僚について社会保険庁の記録を確認したところ、これら同僚の標準報酬月額も申立人とおおむね同額であることが確認できる。

さらに、複数の元従業員に照会した結果においても、当該差額については賞与分を月々の報酬額に上乗せして支給されていた旨の供述があることから、株式会社Bの説明と一致している。

加えて、申立人は給与明細書等の具体的な資料を所持していないことから、実際の支給額及び保険料控除額については確認できない。

このほか、申立に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 3 月 1 日から 7 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所の職員が自宅に訪問して来た際、平成 5 年 3 月から 7 年 3 月までの標準報酬月額が、事業所全喪後の 7 年 4 月 13 日に遡及訂正されていることが分かった。この期間の給与は従前の額と変わらないはずであり訂正されていることはおかしい。申立期間について従前の標準報酬月額であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は社会保険庁における申立人の標準報酬月額が申立期間において減額されていることについては実際の給与額と相違していると主張している。

これについて、社会保険庁の記録では、申立期間における申立人の標準報酬月額が、平成 7 年 4 月 1 日に A 株式会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の同年 4 月 13 日に、5 年 3 月に遡及して減額の訂正がされていることが確認できる。なお、申立人の妻及び元従業員は、当時、社会保険料の滞納があった旨の供述をしており、これについて管轄の社会保険事務所に対し照会したものの、当時の資料は保管していないため当時の減額訂正の処理については不明である旨の回答であった。

また、社会保険庁の記録では当該事業所における社会保険労務士コードが記載されていることから、該当する社会保険労務士事務所に照会したところ、当時、当該事業所からは事務の相談を受けた程度であり、社会保険に関わる業務

委託は受けていなかった旨の回答があった。

さらに、複数の元従業員に照会したところ、現場業務に専念していたため給与事務の担当者に関しては把握していないが税理士事務所が入っていた旨の回答であったことから、当該事業所の担当税理士事務所に照会したところ、当時の資料は保管しておらず、経理事務は請負っていたが当該事業所の当時の社会保険事務手続については不明である旨の回答であった。

加えて、法人登記の記録から、申立人は申立期間において当該事業所の役員であり、平成7年1月27日には代表取締役役に就任していることが確認できる。

ちなみに、社会保険の事務手続については、上記の社会保険労務士事務所及び税理士事務所は、申立人自らが行っていたとしており、当時の複数の従業員は、当該事業所の事務手続の担当については分からないが、申立人の妻は、事務手続に関わっていなかった旨の供述をしているほか、申立期間において標準報酬月額が遡及して訂正されているのは申立人のみであることから、申立人が標準報酬月額の減額処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人はA株式会社の代表取締役として、当該標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月21日から6年3月27日まで
平成4年12月2日から5年3月25日まで、5年10月21日から6年3月27日まで及び6年10月21日から7年3月31日までの期間において、A株式会社で出稼ぎ労働者として勤務したが、申立期間のみが厚生年金保険の加入期間となっていないのは納得できないので、調査の上訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する出稼ぎ労働者手帳、給与明細書及び事業主の保管する雇用保険被保険者離職証明書等の雇用保険の記録により、申立人が申立期間にA株式会社において出稼ぎ労働者として勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人の所持する平成5年11月分（支給日平成5年11月25日）から6年2月分（支給日平成6年2月25日）までの給与明細書において、雇用保険の保険料は控除されているものの、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、当該事業所の社会保険担当者は、当時は出稼ぎの短期労働者のすべてを社会保険に加入させていたわけではなく、希望者のみを加入させていたようであり、平成5年10月21日には21人の出稼ぎ短期労働者を雇用しているが、社会保険事務所へ健康保険・厚生年金保険の資格取得に係る届出を行ったのはそのうち9人であった旨の供述をしている。

さらに、当該事業所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書には、申立人が出稼ぎ労働の同僚として氏名を挙げる4人を含めて9人の氏名が記載されているが、申立人の氏名は記載されてい

い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1091

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

申立期間について、A 医院に勤務していた。私が所持している厚生年金保険被保険者証には、資格取得日は昭和 40 年 10 月 1 日となっている。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、申立人が、申立期間に A 医院に勤務したことは推認できるが、社会保険庁の記録によると、同医院は昭和 52 年 8 月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、既に廃業し事業主と連絡がとれないことから、申立人の申立期間における保険料控除など申立内容について確認できる資料等を得ることができない。

なお、社会保険庁の記録によると、同医院は昭和 40 年 12 月 1 日に厚生年金保険適用事業所となっており、社会保険事務所の同医院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同年 12 月 1 日に上記同僚を含めて 11 人が被保険者資格を取得しており、申立人が厚生年金保険被保険者となったのは同年 12 月 1 日であることが確認できる。

また、申立人は、厚生年金保険被保険者証を所持しており、その被保険者資格取得日が昭和 40 年 10 月 1 日と記載されていることから申立てを行っているが、社会保険事務所の払出簿における資格取得日は同年 12 月 1 日となっており、当該事業所が厚生年金保険適用事業所となったのは同日であることから、社会保険事務所が厚生年金保険被保険者証を交付する際に、資格取得年月日を誤って記入したものとみられる。

さらに、上記同僚からも厚生年金保険料が給与から控除されていたことについて確認できる供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から25年2月6日まで
昭和23年ごろA株式会社（現在は、B株式会社）が火事をおこした翌年の24年に同社に入社したが、入社当初の申立期間が厚生年金保険未加入となっているので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社にて、同社において火事の発生した翌年の昭和24年4月1日に入社したと主張しているが、同社が保管する創業者の自伝及びC市消防局発行の「C消防と災害（資料編）」によると、火事が発生したのは、同年3月7日であり、申立人を同社に紹介した同僚も、火事が発生したのは同年3月ごろであり、申立人が入社したのはその翌年の25年であった旨の供述をしている。

また、申立人が同僚として名前をあげている複数の者は、申立人がA株式会社に入社したのは昭和25年ごろであると供述している上、24年に入社した同僚は、中学校を卒業後入社する予定であったが、同年は火事の影響で入社が7月1日になったと供述していることから、申立人が24年4月1日に同社に入社した事実はうかがえない。

さらに、同社は当時の社会保険関係の資料を保管していないため、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び供述は得られなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、A株式会社に係る申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、財団法人Bに係る申立期間③については、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、C株式会社に係る申立期間①については、訂正の必要はない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月 9 日から 50 年 11 月 30 日まで
② 昭和 50 年 12 月 1 日から 51 年 1 月 31 日まで
③ 昭和 51 年 2 月 1 日から平成 9 年 5 月 31 日まで

申立期間①のC株式会社では昭和 31 年 3 月 9 日から 50 年 11 月 30 日まで勤務し、申立期間②についてはA株式会社D支社に入社し、Eホテルに電気工事主任として派遣され勤務していたので厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

また、申立期間③については当時の給与額は他の同僚に比べて不当に低かったことにより、結果的に年金額が少ないので当時の給与額（標準報酬月額）を同僚の水準に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る申立期間②については、当該事業所に保管されている人事記録の記載から、申立人は昭和 50 年 12 月 28 日から 51 年 1 月 30 日まで勤務していたことは認められる。

しかし、上記人事記録には申立人について「保険未加入」との記述が確認できる上、当該事業所によれば申立期間当時は、入社後に試用期間が2か月あり、

その間は厚生年金保険に加入させていなかった旨の回答をしており、当時当該事業所で勤務していた複数の従業員に照会したところ、そのうちの1人は入社後すぐには厚生年金保険に加入していなかった旨の供述をしていることから、事業主により申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実は確認できない。

財団法人Bに係る申立期間③については、当該事業所に保管されている厚生年金保険被保険者台帳に記載されている標準報酬月額の変更記録は社会保険庁の記録と一致している。

また、当該事業所が現在保管している賃金台帳に記載されている給与支給総額に対応する標準報酬月額及び厚生年金保険料は、社会保険庁の記録と一致している。

このほか、申立に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、C株式会社に係る申立期間①については、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険庁の記録に申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者記録が既に存在している。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 3 月 26 日から 28 年 6 月 1 日まで

私は、A株式会社B工場内にあったC鑄造所に昭和 26 年*月*日に中学校卒業後に入社し、毎月給与から各種保険料（厚生年金保険料）を控除されていたことを覚えているが、社会保険庁の厚生年金保険の加入記録が無いので調査の上、厚生年金保険の加入記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時C鑄造所がA株式会社B工場の敷地内にあったと主張していることから、同社B工場で勤務していた複数の元従業員に照会したところ、そのうちの 10 人が「申立人はA株式会社B工場内の敷地にあった専属の下請け個人事業所であるC鑄造所に勤務していた。」旨回答していることから、申立人が当時C鑄造所に勤務していたことは推認できるが、上記複数の元従業員の回答においても、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用を確認するための関連資料等及び供述を得ることができなかった。

また、C鑄造所は社会保険庁の記録において厚生年金保険の適用事業所であった事実を確認することができない上、当該鑄造所に勤務していた複数の元従業員に照会したところ、そのうちの 1 人は、当該事業所が健康保険及び厚生年金保険には加入していなかったと思うと述べており、上記A株式会社B工場に勤務していた元従業員がC鑄造所に勤務した後に同社B工場に異動したと供述している従業員（6 人）に係る社会保険庁の記録を確認しても、申立期間における厚生年金保険の加入記録は無いため、申立期間当時、C鑄造所に勤務していた従業員については厚生年金保険に加入していなかったことがうかが

える。

さらに、C 鑄造所の当時の事業主は所在不明のため、申立期間に係る同事業所の状況や申立人の勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 8 月から 36 年 5 月まで

昭和 27 年 8 月から 36 年 5 月までの期間、厚生年金保険の記録が無い。この期間、A株式会社の関連会社の社長や役員など継続して勤めていたので、いずれかの事業所で厚生年金保険に継続して加入していたはずである。申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社及び同社の関連事業所であるB株式会社の法人登記簿及び当該事業所に勤務していた従業員の供述から、申立人は申立期間において、A株式会社及びB株式会社において取締役を務め、またA株式会社C支店において支店長であったことは認められるが、A株式会社及び同社のC支店（現在は、D株式会社）並びにB株式会社に照会しても、申立期間当時の関連資料等は保管されていないことから、申立人の正確な勤務実態及び厚生年金保険の適用について事実を確認することができない。

また、A株式会社及びB株式会社の役員であった申立人の親族についても、申立期間に係る上記の両事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が記載されていないことから、当時上記の両事業所は、申立人を含む事業主の親族すべてについて、厚生年金保険加入の手続を行う取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間に係る社会保険事務所のA株式会社及び同社のC支店、並びにB株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号も連続しており欠落もみられな

いことから、申立期間において申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、社会保険庁の記録においてA株式会社E営業所（現在は、F株式会社）は、申立期間に厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

また、申立人の配偶者は申立期間において申立人の健康保険証を使用して申立人の子供が医療機関で受診したと主張しているが、上記の医療機関に照会しても当時の資料を保管していないと回答しているため、申立人が当時健康保険及び厚生年金保険の被保険者であった事実を確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

私は、昭和 40 年 2 月 16 日に A 鉄道 B 部局に入社した。同年 3 月 1 日付けで C 駅に配属になった。同じ日に入社し他の部署に配属された同僚は厚生年金保険被保険者資格取得日が同年 4 月 1 日であるのに、私は同年 5 月 1 日になっているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

D 株式会社 E 支社から提出された履歴カード、雇用保険の加入記録及び元同僚の供述から、申立人が申立期間に A 鉄道 B 部局 C 駅において、採用前提の臨時雇用員として勤務していたことは確認できる。

しかし、昭和 62 年 4 月以前に A 鉄道に採用された者に関する年金等の取扱い事務を担当している法人 F の G 部 H 課に照会したところ、採用前提の臨時雇用員は、研修期間は雇用期間とはせず、研修終了後の 2 か月間は初任者研修期間の契約試用員になり、その後臨時雇用員、試用員となる旨の回答がされている上、申立人については、40 年 3 月及び同年 4 月の 2 か月は契約試用員であり、同年 5 月から臨時雇用員として厚生年金保険に加入していると回答している。

また、法人 F の G 部 H 課は、厚生年金保険の加入手続の時期についても、各事業所・職場の事務担当者の裁量に委ねられていた旨回答している。

さらに、申立人と同時期に採用され、同じ C 駅に配属された同僚の厚生年金保険加入記録も、社会保険事務所の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において申立人と同様に昭和 40 年 5 月 1 日が資格取得日と記載されている。

加えて、厚生年金保険料の控除等に関する資料について、I 株式会社

しても、当時の納付記録等に関する資料については既に廃棄されており、現在では確認できないと回答していることから、申立人の給与から保険料が控除されたことは確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 1 日から 62 年 4 月 30 日まで
有限会社Aで美容師として勤務していたが、社会保険事務所へ照会したところ、厚生年金保険が未加入期間となっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aが保管する労働者名簿には、申立人の雇入年月日が昭和 57 年 9 月 1 日と記載されており、雇用保険の記録、事業主及び複数の元同僚の供述から、申立人は申立期間のうち一部期間において、美容師として当該事業所に住み込みで働いていたことは推認できる。

しかし、同事業主は、美容室は廃業し、関係書類もすべて廃棄したと回答しており、申立期間における申立人の正確な勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

また、上記の事業主は、申立人が 20 歳になったころ厚生年金保険への加入を勧めたが、申立人からは実家で国民年金に加入するから必要ないと断られたために加入手続を行わず、給与から厚生年金保険料を控除していなかった旨供述している上、申立人は、申立期間当時は家族の国民健康保険の扶養家族に入っていたと述べていることから判断すると、申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていたとする申立人の主張をそのまま肯定することはできない。

さらに、社会保険事務所が保管する有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保

険証の整理番号が連続しており、欠番も見られないため、申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人が姓のみを記憶する元同僚6人について、上記の被保険者名簿を調査したところ、3人については姓が一致する者が記載されているものの姓のみでは元同僚と特定できない上、ほかの3人については記録が確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年9月1日から31年2月1日まで

A株式会社に昭和29年10月から勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

私は、A株式会社の退職の際、事務引き継ぎを行い、引き続いて途切れることなく株式会社Bに勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社を退職後、すぐに株式会社Bに勤務したとしている。

しかし、A株式会社の元役員及び複数の同僚に照会したところ、申立人が勤務していたことは記憶しているが、退職した時期については覚えていないとの回答があり、そのうちの一人は「昭和30年3月ごろ申立人が勤務していたことは覚えているが、翌年には勤務していなかったと思う。」と供述している。

また、A株式会社は昭和57年6月3日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、平成元年12月3日に解散しているほか、当時の事業主は既に亡くなっており、元役員に照会しても、当時の一切の関連資料は保管されていない旨回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態を確認することはできない。

さらに、社会保険事務所が保管するA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者資格喪失日は昭和30年9月1日と記載されており、申立人の資格喪失に係る手続に不自然な点は見られない。

一方、株式会社Bについて、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健

康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査すると、申立期間当時、6人の新規学卒者に対して6か月の試用期間を設けていることが推認できるほか、元同僚の一人は、実際は昭和30年9月25日に入社したが、厚生年金保険の資格取得日は同年12月1日となっていると供述していることから、申立期間当時、当該事業所においては、すべての従業員について、入社後ただちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、株式会社Bは、昭和44年12月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同日に解散しているほか、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、元役員に照会しても、当時の一切の関連資料は保管されていない旨回答していることから、申立人の申立期間における正確な勤務期間及び厚生年金保険の適用について確認することはできない。

さらに、当時の同僚に照会しても、申立てに係る事実を確認するための資料及び供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間について、A株式会社及び株式会社Bにおいて、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1099

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 12 月 25 日から 39 年 12 月 25 日まで

私は、A株式会社に昭和 33 年 4 月 1 日から 39 年 12 月 25 日まで勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、申立期間の厚生年金保険の記録が抜けている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社は、昭和 40 年 7 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、50 年 3 月 31 日に解散している上、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、当時の賃金台帳等関連資料についても存否が不明であるため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について、確認することはできない。

また、申立人が同時期に退職したとする二人の元同僚は、複数の元同僚からも申立人が当該二人の元同僚と同じ時期に退職したとする供述が得られ、社会保険事務所が保管するA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該二人の元同僚の資格喪失日は、一人は昭和 37 年 11 月 26 日、別の一人は 38 年 1 月 1 日と記録されている上、このうち一人は、その後勤務したB株式会社（昭和 39 年 2 月 5 日にC株式会社に名称変更）の法人登記簿謄本において、37 年 12 月 12 日付けで取締役就任、38 年 1 月 5 日付けで代表取締役就任と記載されていることが確認できる。

さらに、上記の被保険者名簿において、申立人の被保険者資格喪失日は昭和 37 年 12 月 25 日と記載されており、それ以降の期間において標準報酬の改定記録も無いため、社会保険事務所のこれらの手続に不自然な点はみられない。

加えて、上記の被保険者名簿から、申立期間において被保険者資格を取得した 12 人の元従業員に対して照会を行ったが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の当時の情報を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月1日から30年5月1日まで

A社（現在は、改組して有限会社B）に昭和19年11月20日に入社し、定年の平成5年1月19日まで継続して勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に入社してから定年まで継続して勤務していたと主張しているが、社会保険庁の記録では、申立人は、当該事業所の関連会社であるC工場（現在は、改組して株式会社D）において厚生年金保険の被保険者資格を昭和19年11月20日に取得し、29年2月1日に資格喪失しており、その後、A社において30年5月1日に資格取得していることが確認できる。

また、雇用保険の記録によると、申立人は、A社において昭和29年3月1日付けで被保険者となっており、複数の元同僚の回答からも、申立人は申立期間において、当該事業所に勤務していたことは推認できるが、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは30年5月1日であり、それ以前の申立期間において適用事業所であった事実は確認できない。

さらに、A社に照会したところ、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、当時の賃金台帳等関連資料は保管していない旨回答しているため、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することができない。

加えて、C工場の元取締役の妻であり、申立期間当時、A社に勤務していた同僚は、申立人は、当初、C工場において鉄板など道具の出し入れの仕事をしていたが、途中でA社に異動して製麺の仕事をするようになり、その際に社会保険の空白期間があったと聞いている旨供述していることから、申立人は、申立期間において、C工場からA社に異動して勤務していたことがうかがわれ、申立期間当時、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、申立人はA社が適用事業所となった昭和30年5月1日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得したものと考えられる。

また、社会保険事務所が保管するC工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者資格喪失日は昭和29年2月1日と記載されており、それ以降の期間において標準報酬の改定記録も無いため、社会保険事務所のこれらの手続に不自然な点はみられない。

このほか、申立人の申立期間について、A社及びC工場に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 4 年 10 月 1 日から 5 年 9 月 30 日まで
② 平成 6 年 10 月 1 日から 6 年 10 月 31 日まで
③ 平成 7 年 10 月 1 日から 8 年 9 月 30 日まで

A株式会社勤務していた申立期間の標準報酬月額が、私の所持している給与明細書の報酬月額よりも少ない。

証拠になるA株式会社の給与明細書を提出するので、申立期間に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書に記載されている報酬月額は、申立人の主張するとおり、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に比し高額であると認められるものの、申立期間①及び③について、給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と社会保険庁に記録されている標準報酬月額は一致しており、申立人が主張する報酬月額に基づく保険料は控除されていないことが確認できる。

また、申立期間②について、平成 6 年 10 月の厚生年金保険の標準報酬月額の最高限度額は 53 万円であり、申立人から提出のあった給与明細書に記載されている保険料控除額を基に算定した標準報酬月額も最高限度額と同額であり、社会保険庁に記録されている標準報酬月額と一致している。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 11 月 15 日から 34 年 1 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、A 連合会における厚生年金保険の加入記録は昭和 31 年 8 月 1 日から同年 11 月 15 日までとなっているが、34 年 1 月 1 日まで継続して勤務しているため、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 連合会が保管する採用時の人事記録によれば、申立人は、B 組合の駐在職員として A 連合会で昭和 31 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、C 組合が保管している申立人の履歴書、D 共済組合の組合員資格取得届及び B 組合の当時の理事の供述から、申立期間において、B 組合に継続して勤務（昭和 39 年 4 月 1 日に B 組合は E 組合と合併）していたことは推認できる。しかし、A 連合会が保管する記録によれば、申立人は、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得した 2 人の同僚と共に、昭和 31 年 11 月 15 日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、社会保険事務所が保管する A 連合会に係る被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録とも一致することから、申立期間は厚生年金保険の被保険者期間であったとは考え難い。

また、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得及び喪失している同僚 2 人は、既に亡くなっており、さらに、A 連合会には、申立期間当時の給与台帳等の資料が保管されていないことから、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1103

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から同年 8 月 1 日まで

前事業所から空白期間無く転職し、住み込みで働いていたため、有限会社 A ですぐに厚生年金保険の加入手続をしたはずである。申立期間が厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、申立人が申立期間に有限会社 A に勤務していた可能性はうかがえるが、事業を継承した事業所は昭和 55 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、既に解散している上、申立期間当時の事業主は亡くなっており、当時の事業主の妻に照会しても、当時の給与明細書等関連資料が無いため、申立てに係る事実は確認できない。

また、申立期間当時、有限会社 A の厚生年金保険の手続を行っていた事務の担当者は「はっきりとは覚えていないが、入社後最初の数か月は加入させないこともあったのではないか。」と供述しているほか、元同僚の中には「私の厚生年金保険被保険者資格取得日は、入社日より後になっている。」と供述している者もいることから、当時当該事業所においては、必ずしも、すべての従業員について入社後ただちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1104

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月 31 日から 41 年 12 月 31 日まで
株式会社Aに入社する前に脱退手当金を受け取っているが、申立期間の脱退手当金については受け取った覚えは無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が有り、被保険者名簿の申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日が記載されている頁と前後 12 頁に記載されている脱退手当金受給資格を有する女性 5 人のうち、社会保険庁のオンライン記録で脱退手当金を受給していることが確認できる者は、申立人を含め 2 人みられるが、その 2 人共に「脱」表示が有る。

また、脱退手当金支給額は、申立てに係る事業所及び厚生年金保険被保険者記号番号が同じである前 3 事業所の標準報酬月額合計額から算出される金額と一致することから、申立てに係る事業所を最後の事業所として 4 事業所の被保険者期間に係る脱退手当金の裁定請求が行われたと考えられるほか、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 42 年 5 月 23 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。